

教育委員会事務局等職員定期健康診断等業務仕様書

受診者

教育委員会事務局等職員

(単位：人)

項目	対象職員	受診見込者数	合計受診見込者数
結核・肺がん検診	全職員	170	170
肺がん検診	40歳以上の職員	10	10
循環器等健診	Aコース 35歳未満の職員	40	160
	Bコース 35歳以上の職員	120	
胃がん検診	35歳未満の希望者	10	110
	35歳以上の職員	100	
大腸がん検診	30歳以上35歳未満の希望者	5	120
	35歳以上の職員	115	
VDT作業従事者健診	VDT作業従事者	230	230
雇入時健康診断	新規採用職員	11	11

注) 1 上記見込者数は見込数のため確約するものではなく、受診見込者数に増減が生じても異議を申し立てることはできない。

2 年齢は、令和9年4月1日時点とする。

実施場所

実施場所	対象所属
香川県庁東館北側駐車場	教育委員会事務局、東部教育事務所、屋島少年自然の家、五色台少年自然センター
教育センター	教育センター
西部教育事務所	西部教育事務所
図書館	図書館
埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター

注) 健診場所は原則として敷地内とし、具体的な場所は各所属と協議のうえ決定すること。

日程

原則として令和8年4月1日から令和9年1月31日までに実施すること。

ただし、特別な事情等がある場合は、上記期間外であっても実施すること。

実施日程は、各所属と直接調整して決定すること。

実施方法

移動健診車内だけでワンストップサービスとして実施できること及び時間予約制により実施すること。

検査項目

1 結核・肺がん検診

撮影	胸部エックス線撮影
読影	2名以上の医師によって読影し、うち一人は十分な経験を有した呼吸器科又は放射線科の医師を含める。また、2名のうちどちらかが「要比較読影」としたものは、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影すること。

2 肺がん検診

(1) 実施方法 喀痰細胞診とする。

40歳以上の喫煙指数 600以上の者及び6月以内に血痰のあった者のいずれかに

該当する者に行う。

- (2) 喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の蓄痰又は3日の連続採痰とする。
採取した喀痰（細胞）は、固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察するものとする。

3 循環器等健診

区分	健診項目
35歳未満の者	身長・体重・BMI・腹囲・視力・聴力・検尿・血圧・貧血検査・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・痛風検査・腎機能検査・心電図検査・問診・聴打診
35歳以上の者	身長・体重・BMI・腹囲・視力・聴力・検尿・血圧・貧血検査・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・痛風検査・腎機能検査・心電図検査・眼底検査・問診・聴打診

※検査の方法及び技術的基準

項目	検査の方法及び技術的基準
聴力検査	35歳以上は1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に係る検査
検尿	尿中の蛋白、糖及び尿潜血について試験紙法による検査
貧血検査	血色素量及び赤血球数、ヘマトクリット、血小板の検査
肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP、ChEの検査
血中脂質検査	総コレステロール、低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）、血清トリグリセライドの量の検査
血糖検査	35歳未満は空腹時血糖、35歳以上は空腹時血糖とHbA1cの検査
腎機能検査	血清クレアチニン値（eGFRによる腎機能評価を含む）の検査

4 胃がん検診

問診及び胃部エックス線検査を実施すること。

問診	現在の症状、既往歴、過去の検診の受診状況等を聴取
撮影	原則として間接撮影とし、撮影枚数は最低8枚とする。 撮影の体位及び方法を明らかにする。また、撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。 撮影技師は、原則として日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得すること。
読影	二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医とする。

5 大腸がん検診

便潜血検査を実施すること。

検査	便潜血検査2日法とする。 大腸がん検診マニュアルに記載された方法に準拠して行うこと。
検体の取扱い	採便方法について、チラシヤリーフレットを用いて受診者に説明すること。 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存すること。

6 VDT作業従事者健診

作業従事者診察	業務歴の調査・既往症の調査・自覚症状の有無の調査（問診） ・眼精疲労を主とする視器に関する症状 ・上肢頸肩腕部の筋及び腰背部を主とする体軸筋のこり、痛み等の症状 ・その他の精神神経疲労に関する症状
眼科学的検査	・5m視力検査（裸眼・矯正） ・近見視力の検査（30cm）（裸眼・矯正） ・眼位検査 ・近点距離の推定（矯正）

筋骨格系に関する検査	・上肢の運動機能 ・圧痛点等の検査
------------	----------------------

7 雇入時健康診断

結核・肺がん検診	「1 結核・肺がん検診」と同じ
循環器等健診	「3 循環器等健診 35歳以上の者」の項目と同じ
VDT作業従事者健診	「6 VDT作業従事者健診」と同じ

健康診断実施要領

1 受診票（問診票）の作成及び送付

受領した健診対象者データに基づき、受診票(特定健診を含む。)を作成する。受診票には、所属名、職員番号、氏名、フリガナ、生年月日及び性別等を表示する。受診票及び健診に必要な容器（検尿、便潜血キット、喀痰）等は、健診の2週間前までに個々に封書し所属毎にとりまとめ、香川県教育委員会事務局各課分は健康福利課に、出先機関分は各所属に送付する。

2 医師、看護師及び業務従事員の派遣

各実施場所へ健診に必要な数の医師、看護師及び業務従事員を派遣すること。

3 健康診断の受付

健康診断の受付及び受診者の誘導等を行うこと。

4 廃棄物の処理

健康診断の実施に伴う廃棄物を回収し廃棄すること。

5 プライバシーの保護

健診の実施に際しては、更衣や検尿、問診等におけるプライバシーの保護に十分留意すること。

6 感染症対策

健診の実施に際しては、感染症対策を十分に行うこと。

7 健康診断実施結果の作成及び授受

健康診断結果票等を作成し、健診実施後4週間以内に、次の要領で目録を添付の上、健康福利課へ送付すること。健康診断結果票の様式については、別途協議するものとする。

(1) 健康診断結果個人票

健康診断結果個人票を3部作成し、2部を各所属送付分、1部を健康福利課送付分とすること。なお、所属送付分のうち、1部は本人用として個々に封書にして送付すること。

精密検査又は治療が必要な者については、医療機関受診勧奨通知を作成し、受診者本人用の封書に同封すること。医療機関受診勧奨通知の様式については、別途協議するものとする。

(2) 健康診断結果一覧表

所属毎の健診結果一覧表を2部作成し、1部を健康診断結果個人票とともに各所属送付分、1部を健康福利課送付分とすること。

(3) 健診結果の判定

健診内容の判定基準については、別途協議するものとする。

(4) 要精密検査者リスト

健康診断結果から、別途協議する判定基準に基づく判定の結果、精密検査が必要であると判定した場合は、要精密検査者一覧を作成し、健康診断実施の都度、健康福利課へ送付する。

(5) 紹介状

健康診断結果から、別途協議する判定基準に基づく判定の結果、精密検査が必要であると判定した場合は、健診機関が必要と認める項目について紹介状を作成し、本人用の健康診断結果個人票に同封する。なお、早急に医療機関での受診が必要な者については、結果がわかり次第、紹介状を作成し、健康福利課に送付する。

(6) 未受診者リスト

未受診者リストを作成し、健診結果と一緒に健康福利課に送付すること。

8 検査結果等の保管及び貸出

問診記録及び検診結果は、少なくとも5年間は保存すること。

胸部エックス線の結果については、健康福利課からの依頼があった場合は貸出し又は写しの提供を行う。なお、健診実施後最低5年間は、写真の貸出し等が可能な体制をとること。

9 健診結果データの提供

健診機関は、受診結果等のデータをCD-R等に保存し、提供するものとする。

留意事項

- 1 各実施場所では、当該所属以外の職員も受診する可能性があること。
- 2 受診者については、実施期間中に追加する可能性があること。
- 3 健康診断等実施に係る経費のほか、巡回に要する旅費及び健診結果通知発送等に係る経費を負担すること。
- 4 実施方法等の詳細については、別途協議するものとする。
- 5 「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、医療保険者が行う特定健康診査へデータ提供が可能であること。
- 6 特定健康診査の該当者に対し、特定健康診査へデータ提供をする旨、健診時に周知すること。

個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別途協議するものとする。